

第 38 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会

《バレーボール・ミニバスケットボール・空手道》

大会のご宿泊・弁当のご案内要項

1. 総則

- (1) この要項の適用対象者は、第 38 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会に参加する選手、監督・コーチ、役員（視察員含む）、保護者とします。
- (2) 第 38 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会の宿泊・弁当の取扱いは「東武トップツアーズ株式会社高崎支店」（以下「宿泊センター」という）が行います。

2. 宿泊について

- (1) 宿泊設定日 令和元年 7 月 26 日(金)・7 月 27 日(土)の 2 泊。
- (2) 人 数 **前橋・高崎・伊勢崎地区 12 か所**のホテル旅館を中心に**約 600 名/1 日**を確保しております。
- (3) 最少催行人員 1 名以上
- (4) 添乗員 同行いたしません。現地係員が対応いたします。

3. 宿泊手配について

- (1) 宿泊施設 宿泊センターにて配宿し、**7/12(金)**までにご回答させていただきます。

※宿泊は東武トップツアーズの募集型企画旅行になります。

No.	ホテル名	宿泊代金		夕食料金	備考
1	群馬ロイヤルホテル	シングル	9,500 円税込	3,240 円	シングル(19 室)
		ツイン	8,500 円税込		ツイン(15 室)
2	前橋さくらホテル	シングル	7,500 円税込	3,240 円	シングル(60 室)
		ツイン	7,000 円税込		ツイン(16 室)
		トリプル	6,500 円税込		トリプル(14 室)
3	前橋ホテルサンカント	シングル	7,700 円税込	1,620 円	シングル(20 室)
		トリプル	6,700 円税込		トリプル(4 室)
4	グレースイン前橋	シングル	8,000 円税込	1,350 円	シングルのみ(40 室)
5	コンフォートホテル前橋	シングル	9,200 円税込	—	シングルのみ(50 室)
6	前橋テルサ	ツインシングル	8,500 円税込	2,376 円	ツインシングル利用(2 室)
		ツイン	7,500 円税込		ツイン(1 室)
		和室(3 名)	7,500 円税込		和室(8 畳 3 名)(2 室)
		和室(5 名)	7,000 円税込		和室(12 畳 5 名)(2 室)
7	東横イン高崎駅西口 I・II	シングル	6,500 円税込	設定なし	シングル(50 室)
		ツイン	5,500 円税込		ツイン(30 室)
		ダブル(1 名)	7,700 円税込		ダブル(1 名利用)(30 室)

8	パークイン高崎	シングル	8,300 円税込	2,160 円	シングルのみ(20 室)
9	ホテルルートイン安中	シングル ツイン	7,800 円税込 7,300 円税込	—	シングル(10 室) ツイン(12 室)
10	ホテルルートイン 伊勢崎インター	シングル ツイン	8,300 円税込 7,800 円税込	1,620 円	シングル(30 室) ツイン(10 室)
11	磯部温泉 桜や作右衛門	7/26(金) 7/27(土)	8,500 円税込 12,000 円税込	—	和室(4 名)(25 室) ※1 泊 2 食のみ設定
12	たちばなの郷 城山	大人 小人	9,500 円税込 7,200 円税込	—	和室(4 名)(5 室) ※1 泊 2 食のみ設定

- (2) 宿泊代金について(基本宿泊は 1 泊朝食付、磯部温泉 桜や作右衛門・たちばなの郷 城山は 1 泊 2 食付) 宿泊代金は上記料金をご参照下さい。(宿泊に関しては、調整が必要になりますので予めご了承下さい。)
※コンフォートホテル前橋、東横イン高崎駅西口 I・II、ホテルルートイン安中、ホテルルートイン伊勢崎インターの朝食は[ホテルの無料サービス](#)になります。

(3) 弁当の取扱い

令和元年 7 月 27 日(土)～7 月 28 日(日)の 2 日間、1 食 800 円(お茶付・税込)で、希望により準備します。

なお、ご注文以外の当日販売は行いませんのでご了承下さい。

宿泊申込時に共通の申込書に必要事項を記入し、送付して下さい。また、弁当代金の支払い等についても、宿泊料金と同様の取扱いとなります。

変更については、前日 12 時までにお申し出下さい。

弁当は競技会場で指定された弁当引換所にて、10:00～12:00 の間に、チーム毎に受け取って下さい。

(4) 宿泊・弁当に関する取消料について

① 《宿泊》

取消日	前日より起算して 8 日前まで	前日より起算して 7 日前～2 日前まで	前日	当日	旅行開始後または 無連絡不泊
取消料	無料	宿泊代金の 20%	宿泊代金の 30%	宿泊代金の 50%	宿泊代金の 100%

(注1) 宿泊の取消料は 1 泊ごとに適用いたします。

(注2) 宿泊の取消の場合は上記の取消料がかかります。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(注3) 7 月 27 日(土)ご宿泊当日は、支店休業日にあたります。取消については 12 時まで、宿泊施設(もしくは当社受付デスク)に直接お申し出ください。

(注4) 宿泊当日の 12 時以降は無連絡不泊として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

② 《弁当》 ※弁当は旅行契約に該当いたしません。

弁当の取消料: 利用日の前日 12 時まで無料、以降は 100%取消料が発生します。

4. 申込み・振込について

(1) お申込み方法

・別紙旅行条件書を予め確認の上、所定の申込用紙に必要事項を記入し、FAX または 郵送にて下記までお申込みをお願い致します。

・申込締切は[令和元年 7 月 5 日\(金\)必着](#)にてお願いいたします。

・お申込み後、参加者名や人数の変更、その他の変更などがございましたら、必ず FAX または 郵送にてご連絡を下さいますようお願い致します。

(2) 宿泊ご回答通知および精算方法

- ・申込責任者様宛に**令和元年 7 月 12 日(金)**までに回答書と請求書を郵送します。
- ・回答書・請求書到着後、**令和元年 7 月 18 日(木)**までに下記の弊社指定口座宛にお振込み願います。
- ・変更・取消により返金が生じた場合には、大会終了後に取消料を差し引いてご指定口座へご返金致します。

(3) 申込先・振込先

【振込口座】

口 座 名:東武トップツアーズ株式会社

指定銀行:みずほ銀行 東武支店

口座番号:当座口座 7009941

【お問い合わせ・お申込み先】(旅行企画・実施)

観光庁長官登録旅行業第 38 号

東武トップツアーズ株式会社高崎支店 第 38 回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会 係

〒370-0828 群馬県高崎市宮元町 212 高崎宮元町ビル 3 階

TEL 027-325-3201 FAX 027-325-3913 e-mail takuya_murakami@tobutoptours.co.jp

営業時間 平日9:00~18:00 (土・日・祝日休業)

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者:飯田 雅晴

担当者 村上 拓也・松山 侑介

客国 19-271

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社高崎支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の方法によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮・措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」「大会参加・宿泊」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」「宿泊代金」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」「お申込み・取消しについて」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場

合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お 1 人様 15 万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ② 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③ 自由行動中の事故 ④ 食中毒 ⑤ 盗難 ⑥ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に 1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1 企画旅行につき合計 15%を上限とし、また補償金の額が 1,000 円未満のときはお支払いいたしません。

① 旅行開始日または旅行終了日 ② 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③ 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④ 運送機関の種類または会社名 ⑤ 本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥ 宿泊機関の種類または名称 ⑦ 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧ 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

① 次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命または身体确保安全のために必要な措置

② 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金 2～20 万円、通院見舞金 1～5 万円、携帯品損害補償金 旅行者 1 名につき 15 万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実

際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は 2019 年 5 月 31 日現在を基準としております。

(H29.6 版)

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第 38 号



高崎支店

群馬県高崎市宮元町 212 高崎宮元町ビル 3 階

電話番号 027-325-3201 FAX 番号 027-325-3913

営業日 平日(土・日・祝日は休業) 営業時間 9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：飯田 雅晴